

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 公印を改刻しその使用を開始する件 二三三
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 二三三
- 保安林の指定施業要件を変更する件 二三三
- 保安林等の皆伐面積の残存許容限度を公表する件 二三三
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 二三四
- 随意契約の相手方を決定した件三件 二三五

告 示

福島県告示第四百三十八号

公印を次のように改刻し、令和三年六月一日その使用を開始する。
令和三年六月一日

職印

福島県知事 内 堀 雅 雄

番号	公印の名称	印	影	公印管理者
23	福島県現金出納員印（福島県立岩瀬農業高等学校用）			福島県立岩瀬農業高等学校の福島県現金出納員

（文書法務課）

福島県告示第四百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、いわき市勿来地区土地改良区から令和三年三月十五日付けで申請のあった定款の変更について、同年五月二十五日認可した。
令和三年六月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄
（農村計画課）

福島県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
令和三年六月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南会津郡南会津町滝原字分木ノ沢山一七八の一二
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 変更後の指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第四百四十一号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、令和三年度において許可すべき同一の単位とされる保安林等の皆伐面積の残存許容限度を次のとおり公表する。
令和三年六月一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

令和三年度皆伐面積の残存許容限度（単位 ヘクタール）
残存許容限度

同一の単位とされる保安林等の名称

公
告番一二号(会津保健
福祉事務所内)
(出納総務課)

公告第104号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年6月1日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステム保守運用管理業務 一式
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 随意契約に係る契約金額
480,700,000円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(デジタル変革課)

公告第105号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービスの委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令

第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年6月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県情報通信ネットワークシステムハウジングサービス 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
52,008,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(デジタル変革課)

公告第106号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務の委託について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和3年6月1日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
福島県自治体情報セキュリティクラウド保守運用業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県企画調整部情報統計総室デジタル変革課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
- 5 随意契約に係る契約金額
205,480,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とすることとした理由
特例政令第11条第1項第2号該当

(デジタル変革課)